

令和 7 年度

償却資産（固定資産税）申告のあんない



市税につきましては、日頃より格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、すでにご承知のとおり固定資産税は土地及び家屋のほか、償却資産も課税対象となります。償却資産の所有者は、地方税法第383条（償却資産の申告）の規定により、毎年1月1日現在に所有する償却資産について申告していただくことになっています。
つきましては、このあんないの説明内容をよくお読みいただき、同封しました償却資産申告書等に必要事項をご記入のうえ、必ず下記の期限内にご提出をお願いいたします。

申告書の提出期限

令和7年1月31日(金)

※提出期限間近になりますと、窓口が混雑いたしますので
1月17日(金)までの申告にご協力をお願いいたします。

申告書の提出先
及 び
お問い合わせ先

〒470-1195
愛知県豊明市新田町子持松1-1
豊明市役所 税務課 資産税係
電 話<0562>92-1118
FAX<0562>92-1141

【申告書の控えの返送を希望される方へ】

申告書を郵送される方で受付印を押した控えの返送を希望される場合は、必ず返送先を明記した封筒に切手を貼付のうえ、同封をお願いします。
同封されていない場合には返送できませんので、ご了承ください。

【豊明市からの申告書の送付を希望されない方へ】

電子申告をされる方で申告書の郵送が不要な場合は、上記お問い合わせ先までご連絡をお願いします。

URL <https://www.city.toyoake.lg.jp>

目 次

1 償却資産とは

(1) 償却資産とは

(1) 償却資産とは

(2) 償却資産の種類と具体例

(3) 家屋と償却資産の区分

(4) 業種別の主な償却資産

2 償却資産の申告について

(1) 納税義務者

(2) 提出書類

(3) 申告の対象となる資産

(4) 申告の対象とならない資産

(5) 国税の取扱いとの比較

3 償却資産の評価から納税まで

(1) 評価額の計算

(2) 課税標準額の算出

(3) 価格等の決定

(4) 税額

(5) 免税点

(6) 課税台帳の閲覧

(7) 納税

4 非課税・課税標準の特例・減免等

(1) 非課税資産

(2) 減免

(3) 課税標準の特例が適用される資産

5 その他の事項

(1) 申告内容の確認調査について

(2) 過年度の遡及等について

(3) 申告書記入の注意事項

6 申告書等の書き方

(1) 償却資産申告書の記入例

(2) 種類別明細書の記入例

1 償却資産とは

(1) 償却資産とは

固定資産税の課税対象となる償却資産とは、個人又は法人が所有する、**土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産**で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算(税務会計)上損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。

(2) 償却資産の種類と具体例

資産の種類		主な償却資産の例示
1 構築物	構築物	舗装路面、庭園、門、塀、緑化施設等の外構工事、看板(広告塔)等
	建物附属設備	受変電設備、予備電源設備、中央監視設備、内装・内部造作等、電力引込設備、LAN設備等
2	機械及び装置	各種製造設備等の機械・装置、クレーン等建設機械、機械式駐車場設備(ターンテーブルを含む)等
3	船舶	ボート、釣船、漁船、遊覧船等
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車両及び運搬具	大型特殊自動車(分類番号が「0、00 から 09 及び 000 から 099」「9、90 から 99 及び 900 から 999」の車両)等
6	工具、器具及び備品	パソコン、陳列ケース、看板(ネオンサイン)、医療機器、測定工具、金型、理容及び美容機器、衝立、ルームエアコン、応接セット、レジスター、自動販売機、事務机、テレビ、金庫等

※業種別の主な償却資産については3ページをご参照ください。

(3) 家屋と償却資産の区分

家屋(建物)には建物附属設備(家屋と一体となって家屋の効用を高める設備)が取り付けられていますが、固定資産税においては、それらを家屋と償却資産に区分して評価しています。一般的な区分は次のとおりです。

家屋に含めて評価する場合

家屋の所有者が所有する電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備、冷暖房設備、空調設備、防災設備、運搬設備、清掃設備等の建築設備で、家屋に取り付けられ、家屋と構造上一体となって、家屋の効用を高めるものが対象となります。

償却資産に該当する場合

特定の生産又は業務の利便性を高めるためのもの、独立した機器としての性格の強いもの、土地への定着性のない建物等が対象となります。

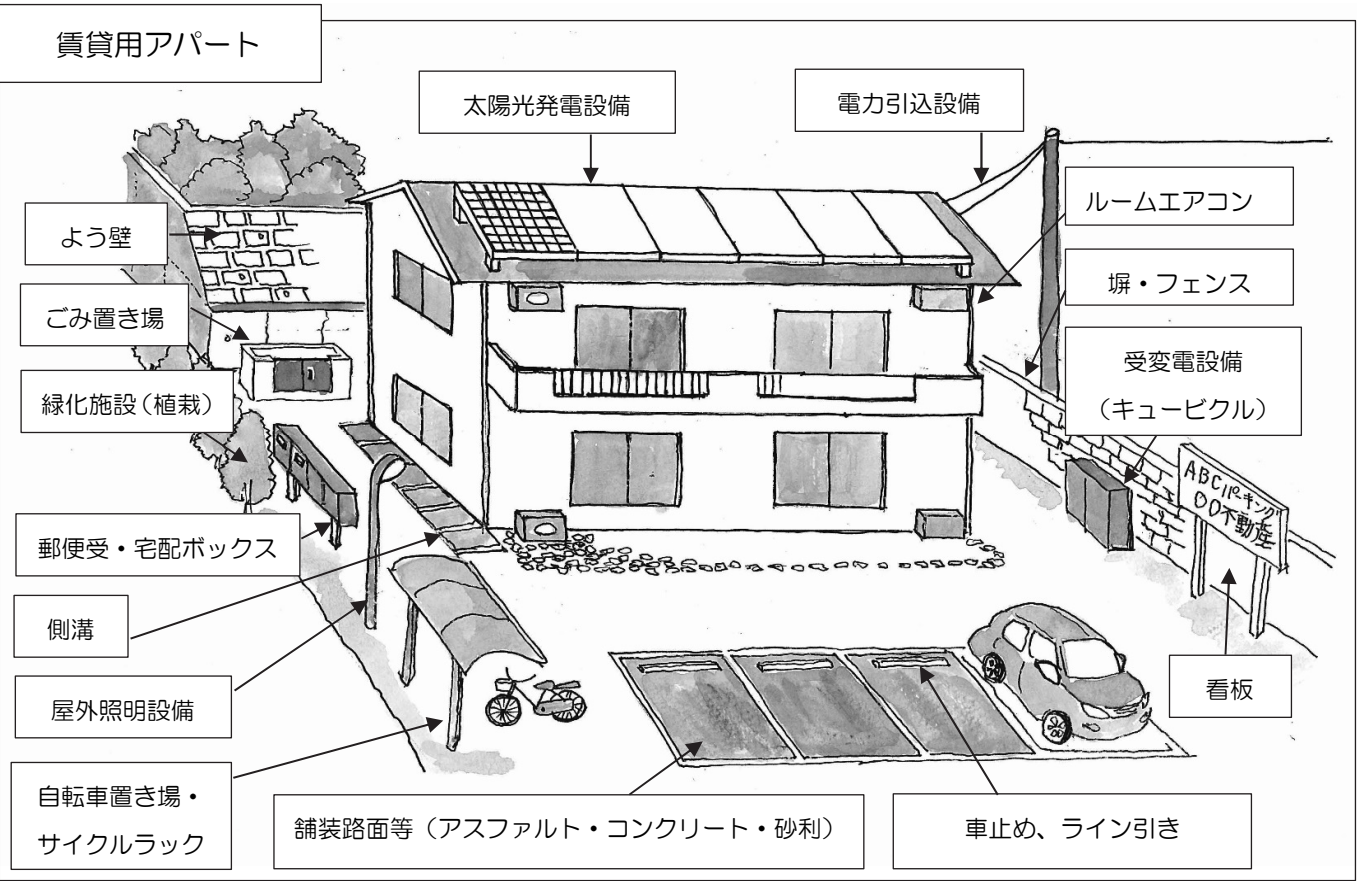
また、賃貸ビル等を借り受けて事業をされている賃借人(テナント)等が、自らの事業のために取り付けた内装等(床、内壁、天井の仕上げ、外装、造作等)については、償却資産として取扱います。当該設備は、**賃借人(テナント)等の方が**償却資産としてご申告ください。

〈家屋と償却資産の区分表〉

設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
	同じ場合		異なる場合	
	家屋	償却資産	家屋	償却資産
受変電設備、発電設備、蓄電池設備、中央監視設備、電話機、屋外に埋設されたガス・水道等配管 消火器、避難器具、ガスボンベ、LAN設備、監視カメラ受像機(テレビ)・カメラ		○		○
床・壁・天井仕上げ、給排水、衛生、ガス設備(上記のものを除く)、電話配管・配線、火災報知設備、消火栓設備、スプリンクラー、エレベーター、エスカレーター、集合玄関機	○			○

(4) 業種別の主な償却資産

各業種共通のもの	駐車場設備、受変電設備、土地に定着性のない簡易建物(仮設事務所)、舗装路面、塀、外構、外灯、看板(ネオンサイン)、広告塔、中央監視制御装置、応接セット、ロッカー、エアコン、パソコン、コピー機、レジスター、金庫等
小売店	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫等
飲食店	接客用家具、自動販売機、厨房設備、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫等
理容業、美容業	椅子、洗面設備、タオル蒸し器、テレビ等
クリーニング店	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備等
製パン、製菓業	窯、オーブン、スライサー、ミキサー、厨房設備、ビニール包装機等
医院、歯科医院	各種医療機器(ベッド、手術台、X線装置、分娩台等)、各種キャビネット等
建設業	ブロックゲージ、トランスショッパー、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサー等
鉄・木工業、工場	旋盤、ボール盤、スライス盤、研削盤、鋸盤、プレス機、せん断機、金型等
農業	農機具、簡易なビニールハウス、用水路、大型の農耕トラクタ、田植機等



2 償却資産の申告について

(1) 納税義務者

令和7年1月1日(賦課期日)現在、本市に土地及び家屋以外の事業の用に供することができる償却資産を所有している個人又は法人

(2) 提出書類

① 償却資産申告書

記入方法については、10ページの記入例を参照してください。

郵送で申告される場合で、受付印を押印した申告書(控え用)の返送を希望される場合は、申告書(控え用)と切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。

② 種類別明細書

記入方法については、12ページの記入例を参照してください。

前年度申告された場合

前年に申告された資産が印字されています。内容をご確認いただき、資産の増加・減少がある場合は加除修正してください。また、所有する償却資産が、前年度免税点未満で課税されていない場合でも、申告は必要です。

廃業、解散、転出、相続等の場合は、申告書の「備考」欄にその旨を記入してください。

新規で申告される場合

令和7年1月1日現在、本市内に所有している全資産を申告してください。

(3) 申告の対象となる資産

令和7年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産です。
なお、次に掲げる資産も申告が必要になりますので、ご注意ください。

- ・建設仮勘定で経理されている資産
- ・決算期以後1月1日までの間に取得された資産
- ・簿外資産(会社の帳簿に記載されていない資産)
- ・償却済資産(減価償却を終えた資産)
- ・遊休資産(稼動を休止しているが、いつでも稼動できる状態にある資産)
- ・未稼働資産(既に完成しているが、未だ稼動していない資産)
- ・家屋として課税されていない建物(土地に定着性のない簡易建物等)
- ・改良費(修理・改良費等の名義で支出した金額)
- ・福利厚生用資産

リース資産について

ファイナンス・リース取引のうち、所有権移転外ファイナンス・リースについて、国税においては、平成20年4月1日以降に締結したものは、原則として売買に準じた方法により借主が減価償却を行うものとされましたが、固定資産税(償却資産)においては、従来どおりリース会社等の資産の貸主(所有者)が、当該資産を申告する必要があります。

(4) 申告の対象とならない資産

次に掲げる資産は、償却資産の対象とならないので申告の必要はありません。

- ・自動車税・軽自動車税の課税対象となるべきもの
- ・無形固定資産(例：ソフトウェア、特許権等)
- ・繰延資産(例：創立費、開業費、開発費等)
- ・平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した償却資産で以下のいずれかに該当するもの
 - ① 耐用年数1年未満又は取得価額10万円未満の償却資産について、税務会計上固定資産として計上しないもの(一時に損金算入しているもの又は必要経費としているもの)
 - ② 取得価額20万円未満の償却資産を、税務会計上3年間で一括償却しているもの
- ・平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項または所得税法第67条の2第1項に規定するリース(売買扱いとするファイナンスリース)資産で取得価額が20万円未満のもの

(5) 国税の取扱いとの比較

項目	固定資産税の取扱い (償却資産)	国税の取扱い
減価償却計算の基準日	賦課期日	事業年度
減価償却の方法	「耐用年数に應ずる減価率表」(固定資産評価基準別表第15)に定められた減価率を用いる	定額法、定率法(平成10年4月以降取得の建物を除く)の選択制
前年中の新規取得資産	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳の制度	認めていない	認めている
特別償却・割増償却	認めていない	認めている
増加償却	認めている	認めている
評価額の最低限度	取得価額の5/100	備忘価額(1円)まで
改良費(資本的支出)	区分評価 (改良を加えられた資産と改良費を区分して評価)	原則区分評価
少額の減価償却資産 (使用可能期間が1年未満か取得価額が10万円未満の資産)	損金又は必要経費に算入したものは課税対象外(※1)	損金算入可能
一括償却資産 (取得価額が20万円未満の減価償却資産)	損金算入したものは課税対象外(※2)	3年間で損金算入可能
中小企業等が租税特別措置法を適用して取得した30万円未満の減価償却資産	課税対象となる(※3)	損金算入可能

(※1)法人が、本来の耐用年数を用いて減価償却した場合は対象となります。
個人が、平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した10万円未満の資産はすべて必要経費となるため、個別に減価償却することはありません。

(※2)本来の耐用年数を用いて減価償却した場合は対象となります。

(※3)中小企業者等に該当する法人^(注)又は個人の青色申告者の方が、平成18年4月1日から令和8年3月31日までの間に30万円未満の減価償却資産を取得された場合、合計300万円までを限度に損金又は必要経費に算入することができます。ただし、固定資産税(償却資産)上は、この規定により損金又は必要経費に算入された減価償却資産については課税対象になりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえご申告下さい。

(注)中小企業者等に該当する法人…資本金若しくは出資金の金額が1億円以下又は従業員数が500人以下で連結法人でない法人とする(出資金が1億円超の組合等は従業員300人以下)。

3 償却資産の評価から納税まで

(1) 評価額の計算

申告された資産一品ごとについて、取得年月、取得価額及び耐用年数をもとに課税年度の評価額を計算します。減価率は、「耐用年数に應ずる減価率表」(固定資産評価基準別表第15)によります。評価額の最低限度は、取得価額の5%で、それ以上は減価しません。

(2) 課税標準額の算出

通常の資産は、評価額が課税標準額となります。課税標準の特例規定の適用を受ける資産は、特例率を適用して課税標準額を算出します。

(3) 価格等の決定

申告及び調査に基づいて、償却資産の価格等を決定します。

(4) 税額

課税標準額×1.4/100(税率) = 税額

(5) 免税点

償却資産の課税標準額(合計)が、150万円未満の場合は、免税点未満のため課税されません。ただし、その場合も申告は必要です。

(6) 課税台帳の閲覧

価格等が決定し、償却資産課税台帳に登録されると、税務課の窓口でその課税台帳を所有者及び所有者から委任を受けている方のみ閲覧することができます。
詳しくは、税務課資産税係までお問い合わせください。

(7) 納税

固定資産税の納税通知書を交付し、納付していただきます。納期は年4回に分けて納めていただくことができます。償却資産と同じ名義で土地及び家屋を所有している場合は、それらを併せて一通の納税通知書を交付します。

4 非課税・課税標準の特例・減免等

(1) 非課税資産

地方税法第348条(第2、4、5、6、8、9項)、同法附則第14条(第1～3項)、第14条の2(第1～3項)に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税になります。該当する償却資産を所有される方は、「固定資産税・都市計画税非課税申請書」をご請求のうえ必要事項を記入し、非課税内容に係る資料とともにご提出ください。なお、これらの資産については、法令の改正により内容が変更されることがあります。

(2) 減免

地方税法第367条の規定に基づき、豊明市税条例第65条及び豊明市税の減免に関する規則第4条、第5条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、所有されている方の申請があった場合に限り、固定資産税の全部又は一部が免除されます。(申請時期により、免除される税額が変わる場合があります)

なお、減免を受ける方は「固定資産税・都市計画税減免申請書」をご請求のうえ必要事項を記入し、ご提出をお願いします。

(3) 課税標準の特例が適用される資産

地方税法第349条の3(第1～33項)、同法附則第15条(第1～45項)、同法附則第15条の2(第1、2項)、同法附則第15条の3、同法附則第56条(第12、15項)に規定する一定の要件を備えた償却資産は、課税標準の特例が適用されます。それらの資産を所有する場合は、種類別明細書の右端の「摘要」欄にその適用条項を記入し、新規取得時には特例適用の事実を証明する書類を添付して申告してください。

※平成24年度税制改正により、わがまち特例(地域決定型地方税制特例措置)が導入されました。(下水道除害施設、雨水貯留浸透施設、太陽光発電設備等)

5 その他の事項

(1) 申告内容の確認調査について

申告書の受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第353条及び第408条に基づいて電話での問い合わせや資料提供の依頼、実地調査を行っておりますので、その際はご協力をお願いいたします。

また、地方税法第354条の2に基づき、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行うことがあります。上記の調査に伴い、**資産の申告もれ等が判明した場合は、申告内容の修正をお願いすることがあります**ので、ご了承ください。

(2) 過年度の遡及等について

調査に伴う申告内容の修正や資産の申告もれ等による賦課決定に際しては、現年度だけではなく、資産を取得された翌年度まで(地方税法第17条の5第4項の規定により、5年度分。なお、地方税法第17条の5第7項の規定により、偽りその他不正の行為により税額を免れた場合は7年度分)遡及することとなります。

(3) 申告書記入の注意事項

- ・用紙(豊明市様式)は感圧複写式(ノンカーボン)で、償却資産申告書、種類別明細書それぞれ、提出用と控え用の2枚1組です。他の用紙に写らないように下敷き等を敷いてご記入ください。

- ・申告された書類はそのまま電算入力しますので、文字や数字はボールペン等でわかりやすく、はっきりとご記入ください。

償却資産申告書及び種類別明細書の具体的な記入方法については、次ページ以降の記入例を参照してください。

– 11 –

種類別明細書の記入例

③「資産の種類」
以下の数字で記入してください。
1：構築物
2：機械及び装置
3：船舶
4：航空機
5：車両及び運搬具
6：工具・器具及び備品

④「資産コード」
前年度申告された方は、左下に打ち出されている資産コード最終番号の次の番号から通番で記入してください。新規で申告される方は通番で記入してください。

⑤「資産の名称等」
資産の名称及び規格等を記入してください。
20文字以内で打ち出されます。

⑥「取得年月」
資産を実際に取得した年月を記入してください。

⑦「取得価額」
当該資産を取得するために支出した額（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、その他その資産を要した費用を含む）を記入してください。

②「所有者名」
空欄の場合は、氏名又は名称を記入してください。

①「年度」
空欄の場合は“令和7”と記入してください。

「減価残存率」「価額」「課税標準額」
「課税標準の特例」
これらの欄は記入する必要はありません。

① 令和7年度 種類別明細書（増加資産・全資産用）															頁									
② 所有者名					(株) 豊明製作所										所有者コード									
連番	④ 資産の種類	④ 資産コード	⑤ 資産の名称等	⑥ 数量	⑥ 取得年月			⑦ 取得価額	(イ) 耐用年数	(ロ) 減価残存率	令和7年度						⑨ 課税標準の特例	増加事由	⑩ 摘要					
					年号	年	月				(ハ) 価額			課税標準額										
											十億	百万	千	円	十億	百万	千	円						
1	1	1	機械動力設備	1	昭和	63	4							1200000	15									1・2 3・4
2	1	11	金属フェンス	1	平成	6	7							200000	10									1・2 3・4
3	1	19	アスファルト舗装	1	平成	10	3							500000	10									1・2 3・4
4	2	5	打抜き機	※1 3	昭和	63	4							7200000	10									1・2 3・4 R6.2月 廃棄
5	2	14	プレス機	1	平成	7	4							400000	10									1・2 3・4
6	2	18	コンプレッサー	2	平成	9	10							1160000	10									1・2 3・4
7	2	17	真空ドレン機	2	平成	9	10							500000	10									1・2 3・4
8	6	6	金属製整理棚	3	昭和	63	5							210000	15									1・2 3・4
9	6	※2 9	応接セット	1	平成	2	11							330000	8									1・2 3・4 R6.8月 廃棄
10	6	16	ルームクーラー	1	平成	9	6							230000	6									1・2 3・4
11																								1・2 3・4
12	2	※3 20	プレス機(中古)	1	令和	6	4							710000	10									1・2 3・4 ②
13	6	21	パーソナルコンピューター	1	令和	6	8							470000	4									1・2 3・4 ①
14																								1・2 3・4
15																								1・2 3・4
資産の種類 1: 構築物 2: 機械及び装置 3: 船舶 4: 航空機 5: 車両及び運搬具 6: 工具、器具及び備品				小計							6780000			6330000										
				累計							6780000			6330000										

通番

※この明細書には、前回申告された全ての資産について、今年度の価格等を記載しておりますので、申告書作成の際に参考としてください。
※「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入れ、4 その他 のいずれかに○印を付けてください。

⑧「耐用年数」
減価償却資産の耐用年数等に関する省令により原則として所得税又は法人税の申告で用いたものと同じ年数を記入してください。

※1「資産の項目を修正する場合」
資産の内容の修正すべき箇所に二重線を引き、その上に修正後の内容を記入してください。
※2「資産が減少した場合」
減少した資産がある場合は該当の資産に二重線を引き、「摘要」欄に減少年月と理由を記入してください。
※3「資産が増加した場合」
空欄になっている行に上記の例にならって記入してください。
行が足りない場合は白紙の明細書をお使いください。

⑩「摘要」
当該資産について、次のような事項を記入してください。
・課税標準の特例適用資産についてはその適用条項
・耐用年数の変更があった場合はその旨の表示
・取得価額の変更があった場合はその旨の表示
・その他、その資産の評価に必要な事項

⑨「増加事由」
増加資産を記入した場合はいずれかを○で囲んでください。
1：新品取得
2：中古品取得
3：移動による受入れ
4：その他（摘要欄に理由を記入）

実地調査等にご協力を

申告された後、地方税法第408条の規定により実地調査に何うか、もしくは固定資産台帳（減価償却費明細書）の写しの提出を依頼する場合があります。

その際にご協力をお願いいたします。

家屋を取りこわしたら届出を

家屋の全部又は一部を取りこわすと、取りこわした部分が翌年度から課税されないこととなりますので、速やかに届け出てください。

また土地の分筆で家屋所在地の地番が変わった等で、家屋（補充）課税台帳の登録事項に変更があった場合も届け出てください。

詳しくは ……

豊明市役所 税務課 資産税係 へ

電話 <0562>92-1118

納税は口座振替で

手続きは簡単、納税に便利で確実です。

詳しくは ……

豊明市役所 債権管理課 納税管理係 へ

電話 <0562>92-8373

◆PCdesk（電子申告ソフトウェア）で簡単に電子申告が行えます

電算処理による独自様式で申告される方は、種類別明細書については、PCdeskの添付資料機能により独自様式データを添付するだけで申告データとすることができます。PCdeskは、エルタックスホームページから無償で取得できます。

◆利用手続などの詳細は、エルタックスホームページで！ <https://www.eltax.lta.go.jp/> ヘルプデスク電話番号 0570-081459

この冊子は再生紙（古紙配合率 100%）を使用しています。